

令和7・8年度 新ひだか町 建設工事及び設計等業務の発注標準

令和7年3月10日現在

土木一式工事 発注標準		建築一式工事 発注標準		一式工事以外の専門工事 発注標準		設計等業務委託 発注標準	
入札方式	発注標準 (参加形態)	発注標準 (参加形態)	発注標準 (参加形態)	発注標準 (参加形態)	発注標準 (参加形態)	発注標準 (参加形態)	発注標準 (参加形態)
一般競争入札（標準型）	特定JV 100,000千円以上	特定JV 2者又は3者... 特定A(A+A)(A+A+A)... 特定A(A+B)(A+A+B)(A+B+B)...	特定JV 200,000千円以上	特定JV 2者又は3者... 特定A(A+A)(A+A+A)... 特定A(A+B)(A+A+B)(A+B+B)...	一般競争入札（標準型）	単体 又は特定JV	特定JV 2者又は3者
	単体A 又は特定JV 50,000千円以上	特定JV 2者又は3者 特定A(A+A)(A+A+A)... 特定A(A+B)(A+A+B)(A+B+B)...	単体A 又は特定JV 80,000千円以上	特定JV 2者又は3者 特定A(A+A)(A+A+A)... 特定A(A+B)(A+A+B)(A+B+B)...	一般競争入札（標準型）	単体 又は特定JV	特定JV 2者又は3者
	単体A 又は経常JVのA 30,000千円以上	経常JVのA 2者又は3者 経常A(A+A)(A+A+A) 経常A(A+B)(A+A+B)(A+B+B) 経常A(B+B)(B+B+B)	単体A 又は経常JVのA 40,000千円以上	経常JVのA 2者又は3者 経常A(A+A)(A+A+A) 経常A(A+B)(A+A+B)(A+B+B) 経常A(B+B)(B+B+B)	一般競争入札（簡易型）	単体 又は経常JV	経常JV 2者又は3者
一般競争入札（簡易型）	単体B 又は経常JVのB 15,000千円以上	経常JVのB 2者又は3者 経常B(B+B)(B+B+B) 経常B(B+C)(B+B+C)(B+C) 経常B(C+C)(C+C+C)	単体B 又は経常JVのB 20,000千円以上	経常JVのB 2者又は3者 経常B(B+B)(B+B+B) 経常B(B+C)(B+B+C)(B+C) 経常B(C+C)(C+C+C)	一般競争入札（簡易型）	単体 又は経常JV	経常JV 2者又は3者
	単体C 又は経常JVのC 1,300千円以上 ※1	経常JVのC 2者又は3者 経常C(C+C)(C+C+C)	単体C 又は経常JVのC 1,300千円以上 ※1	経常JVのC 2者又は3者 経常C(C+C)(C+C+C)	一般競争入札（簡易型）	単体 又は経常JV	経常JV 2者又は3者

※1 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号別表第5の少額随意契約の基準額の改正により、令和7年4月1日より引上げ予定（引上げ後の金額は3月下旬に公布予定）

【入札方式】

- (1) 一般競争入札（標準型）
 - ⇒ 開札回書等受取要件有り
 - ⇒ 対象工事の工事～60,000千円以上
 - ⇒ 対象業務の委託～16,000千円以上
- (2) 一般競争入札（簡易型）
 - ⇒ 開札回書等受取要件無し
- (3) 指名競争入札
 - ⇒ 指名競争入札
 - ⇒ 指名競争標準による

<留意事項>

工事の内容及び性質その他特に必要がある場合、入札不調や不発札となった場合においては、上記の等級区分や入札方法によらず、入札を実施する場合があります。
なお、上記の設計金額帯は概算での設計金額による区分であり、あくまでも目安ですので、ご承知下さい。

<契約に係る議会の議決>

新ひだか町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、予定価格100,000千円以上の工事又は製造の請負に係る契約にあたっては、新ひだか町議会の議決を要する。
なお、法令により地方公営企業の工事等の契約に係るものは除く。

<等級格付のある工事の経常JVの取扱い>

ア 経常JVの等級は合算計算による総合評定数値の算定をもとに、単体企業の等級格付基準点により決定すること。
イ 「経常建設共同企業体競争入札運用基準」により、経常JVの等級格付における総合評定数値の調整の取扱いがあること。

<単体企業と経常JVの同時登録の取扱い>

ウ 経常建設共同企業体の資格登録がなされた場合、その資格の種類における単体企業（構成員）の資格は、経常建設共同企業体での資格登録期間中は、停止となること。（同時登録は不可）
エ ただし、競争入札においては、同一工程区分の単体企業（構成員）と経常建設共同企業体のランク（等級）が同一の構成員の場合のみ、単体の資格登録の停止を行い、ランク（等級）が異なる構成員の場合は、同時登録を可能とすること。

<等級格付工事における特定JVの構成員の取扱いについて>

オ 特定JVにおいては、単体Aを代表者とし、経常JVとは別に、単体A・単体Bは特定JVの構成員となることができる。なお、C等級の単体企業と各経常JVとして、特定JVの構成員にはなれません。

一般競争入札（標準型）
【試行】
※ 車列等の地域維持管理業務は、指名競争入札

JVを活用する場合
業務規模・難易度・特性等によりJVを活用

地域維持JVの場合
は可
(2者又は3者)

地域維持JVの場合
は可
(2者又は3者)

15,000千円以上

単体

原則、単体とする

500千円以上

※1

令和7・8年度 新ひだか町 建設工事及び設計等業務の発注標準(参考)

令和7年3月10日現在

建設業法、離合議決要件、共同企業体取扱準則、発注標準等の対比							
建設業法等	監理技術者専任配置 ※1	監理技術者専任配置 ※2	主任技術者専任配置 ※3	営業所技術者等(監理技術者・主任技術者)専任配置 ※4	主任技術者専任配置 ※5	離合要件 ※6	
共同企業体構成員数等						※7	
発注標準 (第4回) ※8							
						300,000千円以上	
						200,000千円以上	
						100,000千円以上	
						90,000千円以上	
						80,000千円以上	
						50,000千円以上	
						45,000千円以上	
						40,000千円以上	
						30,000千円以上	
						20,000千円以上	
						15,000千円以上	
						5,000千円以上	
建設業法	建設業法関係については、建設業担当行政のホームページ・窓口等にてご確認ください					地方自治法・町議決条例	発注者発注規程等
※1と※5	令和7年2月1日改正引上げ					※6	令和5年3月17日(町条例改正)引上げ
※2	令和2年10月1日から新設 【専任特例2号】 監理技術者補佐の配置・件数等の要件有りのほか、発注者等は、特別監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要とされており、工事規模や技術的難易度等の要件を各発注機関の取扱いで定めている場合有り ~ 監理技術者補佐2人別途配置を要件とした兼任制度					※7	共同企業体運用準則、町共同企業体取組要綱、入札契約適正化指針等
※3	令和6年12月13日新設 【専任特例1号】 ICT機器設置、金額・件数等要件有り ~ 情報通信機器の活用等を要件とした兼任制度					※8	「総合評価数値の分布、各等級の構成比、工事予定価格帯及び発注規模、登録事業者の経営規模、施工能力等を総合的に勘案すること。」
※4	令和6年12月13日新設 【営業所技術者等業務】 ICT機器設置、金額・件数等要件有り ~ 営業所近接、情報通信機器、連絡員配置等を要件とした業務制度						
<契約に係る離合の議決>							
新ひだか町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、予定価格100,000千円以上の工事又は製造の請負に係る契約にあたっては、新ひだか町議会の議決を要する。 なお、法令により地方公営企業の工事等の契約に係るものは除く。							

土木一式工事 発注標準				建築一式工事 発注標準				一式工事以外の専門工事 発注標準				設計等業務委託 発注標準			
入札方式	発注標準 (参加形態)	特定JV 又は 経常JV の結成形態	単体企業と 経常JV の 同時登録不可	入札方式	発注標準 (参加形態)	特定JV 又は 経常JV の結成形態	単体企業と 経常JV の 同時登録不可	入札方式	発注標準 (参加形態)	特定JV 又は 経常JV の結成形態	単体企業と 経常JV の 同時登録不可	入札方式	発注標準 (参加形態)	特定JV 又は 経常JV 等の結成形態	単体企業と 経常JV の 同時登録不可
一般競争入札 (標準型)	特定JV	特定JV 2者又は3者...	単体Aと単体Bは 特定JVの構成員 としては、参加可 特定JVの代表者は 単体A以上で あることが必要	一般競争入札 (標準型)	特定JV	特定JV 2者又は3者...	単体Aと単体Bは 特定JVの構成員 としては、参加可 特定JVの代表者は 単体A以上で あることが必要	一般競争入札 (標準型)	単体 又は 特定JV	特定JV 2者又は3者	単体は特定JVの 構成員としては 参加可	一般競争入札 (標準型)	単体 (又は特定)	特定JV 2者又は3者	経常JVの登録 は設けていない
	100,000千円以上	特定A(A+A) (A+A+A)... 特定A(A+B) (A+A+B) (A+B+B)...	単体Aと単体Bは 特定JVの構成員 としては、参加可 特定JVの代表者は 単体A以上で あることが必要		200,000千円以上	特定A(A+A) (A+A+A)... 特定A(A+B) (A+A+B) (A+B+B)...	単体Aと単体Bは 特定JVの構成員 としては、参加可 特定JVの代表者は 単体A以上で あることが必要		50,000千円以上	経常JVのA 2者又は3者 経常A(A+A) (A+A+A) 経常A(A+B) (A+A+B) (A+B+B) 経常A(B+B) (B+B+B)	同一等級での 単体と経常JVの 同時登録不可 同一等級の場合 単体登録が停止		15,000千円以上	地域維持JV の場合は可 (2者又は3者)	地域維持JV の場合は可 (2者又は3者)
	単体A 又は 特定JV	特定JV 2者又は3者	単体Aと単体Bは 特定JVの構成員 としては、参加可 特定JVの代表者は 単体A以上で あることが必要		80,000千円以上	経常JVのB 2者又は3者 経常B(B+B) (B+B+B) 経常B(B+C) (B+B+C) (B+C+C) 経常B(C+C) (C+C+C)	同一等級での 単体と経常JVの 同時登録不可 同一等級の場合 単体登録が停止		単体 又は 経常JV	経常JV 2者又は3者	単体と経常JVの 同時登録不可 単体登録が停止		単体 原則、単体 とする	地域維持JV の場合は可 (2者又は3者)	経常JVの登録 は設けていない
	50,000千円以上	経常A(A+A) (A+A+A) 経常A(A+B) (A+A+B) (A+B+B) 経常A(B+B) (B+B+B)	同一等級での 単体と経常JVの 同時登録不可 同一等級の場合 単体登録が停止		40,000千円以上	経常JVのC 2者又は3者 経常C(C+C) (C+C+C)	同一等級での 単体と経常JVの 同時登録不可 同一等級の場合 単体登録が停止		1,300千円以上 ※9	経常JVのC 2者又は3者	同一等級での 単体と経常JVの 同時登録不可 同一等級の場合 単体登録が停止		単体 原則、単体 とする	地域維持JV の場合は可 (2者又は3者)	経常JVの登録 は設けていない
	30,000千円以上	経常B(B+B) (B+B+B) 経常B(B+C) (B+B+C) (B+C+C) 経常B(C+C) (C+C+C)	同一等級での 単体と経常JVの 同時登録不可 同一等級の場合 単体登録が停止		20,000千円以上		同一等級での 単体と経常JVの 同時登録不可 同一等級の場合 単体登録が停止		1,300千円以上 ※9						
	15,000千円以上	経常C(C+C) (C+C+C)	同一等級での 単体と経常JVの 同時登録不可 同一等級の場合 単体登録が停止		1,300千円以上 ※9		同一等級での 単体と経常JVの 同時登録不可 同一等級の場合 単体登録が停止								

※9 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号別表第5の少額随意契約の基準額の改正により、令和7年4月1日より引上げ予定(引上げ後の金額は3月下旬に公布予定)

【入札方式】	<共同企業体の目的として>
(1) 一般競争入札 (標準型) ⇒ 同種同規模等実績要件有り 対象工種の工事 ~ 50,000千円以上 対象業種の委託 ~ 15,000千円以上	■ 特定建設工事共同企業体 (特定JV) 特定の建設工事の施工を目的として、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等で工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合において、当該工事ごとに結成される共同企業体をいいます。
(2) 一般競争入札 (簡易型) ⇒ 原則、同種同規模等実績要件無し	■ 経常建設共同企業体 (経常JV) 中小・中堅の建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化することを目的として結成されるもので、施工する工事が特定されていない共同企業体をいいます。
(3) 指名競争入札 ⇒ 指名選考基準による	■ 地域維持型建設共同企業体 (地域維持JV) 地域の維持管理に不可欠な工事につき、地域の建設業者が持続的な協業関係を確保することにより、その実施体制の安定を確保することを目的として結成されるもので、施工する工事が特定されていない共同企業体をいいます。
<留意事項>	<等級格付のある工種の経常JVの取扱い> ア 経常JVの等級は合算計算による総合評価数値の算定をもとに、単体企業の等級格付基準点により決定すること。 イ 「経常建設共同企業体試行運用基準」により、経常JVの等級格付における総合評価数値の調整の取扱いがあること。
工事の内容及び性質その他特に必要がある場合、入札不調や不発注となった場合においては、上記の等級区分や入札方法によらないで、入札を実施する場合があります。	<単体企業と経常JVの同時登録の取扱い> ウ 経常建設共同企業体の資格登録がなされた場合、その資格の種類における単体企業 (構成員) の資格は、経常建設共同企業体での資格登録期間中は、停止となること。 (同時登録は不可) エ ただし、格付工種においては、同一工種区分の単体企業 (構成員) と経常建設共同企業体のランク (等級) が同一の構成員の場合のみ、単体の資格登録の停止を行い、ランク (等級) が異なる構成員の場合は、同時登録を可能とすること。
なお、上記の設計金額帯は概算での設計金額による区分であり、あくまでも目安ですので、ご承知下さい。	<等級格付工種における特定JVの構成員の取扱いについて> オ 特定JVにおいては、単体Aを代表者とし、経常JVとは別に、単体A・単体Bは特定JVの構成員となること。なお、C等級の単体企業と各経常JVとして、特定JVの構成員にはなれません。